

# オープンデータ基本指針の改正内容について



令和3年3月  
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

# 1. オープンデータ基本指針の改正について

- 昨年末のデジタル・ガバメント閣僚会議（令和2年12月21日開催）で会議決定された「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ」にて、オープンデータの機械判読性強化のために「①公開を推奨するデータの具体化」、「②機械判読性原則の強化などの質の見直し」を内容とするオープンデータ基本指針の見直しを行うこととしているため、当該基本指針を2020年度内に改正することとした。
- 現状、オープンデータ基本指針においてはオープンデータ・バイ・デザインの推進が謳われており、行政保有データの原則公開と機械判読性の要件がオープンデータの基本的ルールや定義として存在するが、①「原則公開」としか謳っておらず、特にニーズの高いデータであっても具体的な公開内容、方策に係る説明が欠如、②「機械判読性」についても「原則」にとどまり、5つ星を参考にするとの努力義務となっている。
- そのため、**利用ニーズの高いデータの公開促進（改正ポイント①）**と**公開データの機械判読性を強化（改正ポイント②）**するため、以下の2点について当該指針改正案を作成。

## 改正ポイント①

### 【データ公開促進に係る新規追加】

有用かつ社会的ニーズが高いと想定される「各府省庁にしか提供できないデータ」「様々な分野で基礎資料となり得る信頼性の高いデータ」「リアルタイム性を有するデータ」の公開の推進を規定。

## 改正ポイント②

### 【データの質の向上に係る新規追加】

構造化しやすいデータはより活用がしやすいデータ形式である「3つ星 CSV やXML等のフォーマット」以上での公開を原則とした。また、構造化が困難なデータを含む全ての公開データは可視化やAPI利用が容易になるよう、データカタログサイトの利用等、メタ情報公開に向けた環境の整備に努めることとし、公開データの機械判読性強化について規定。

## 2. オープンデータ基本指針の改正ポイント①

- 利用ニーズの高いデータ公開促進に係る改正内容は下記の通り

改  
定  
前

### 3. オープンデータに関する基本ルール

#### (3) 公開環境

各府省庁は、ウェブサイトで容易に検索・利用できる形でデータを公開する。特にニーズが高いと想定されるデータについては、利用者の利便性に加え、システムの負荷及び効率性の観点から、一括ダウンロードを可能とする仕組みの導入や、APIを通じた提供を推進する。

更に、政府のオープンデータ全体の横断的検索を可能とし、データの活用を促進するため、データの概要及び形式等のメタ情報をクリエイティブ・コモンズで定められている「CC0 1.0 全世界」として取り扱った上で政府のデータカタログサイト「DATA.GO.JP」に登録し、公開する。

改  
定  
後

### 3. オープンデータに関する基本ルール

#### (3) 公開環境

各府省庁は、ウェブサイトで容易に検索・利用できる形でデータを公開する。**特に「各府省庁にしか提供できないデータ」、「様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータ」、または「リアルタイム性を有するデータ」等の有用なデータについては社会的ニーズが高いと想定されるため、積極的な公開を図る。加えて、**利用者の利便性やシステムの負荷及び効率性の観点から、一括ダウンロードを可能とする仕組みの導入や、APIを通じた提供を推進する。

更に、政府のオープンデータ全体の横断的検索を可能とし、データの活用を促進するため、データの概要及び形式等のメタ情報をクリエイティブ・コモンズで定められている「CC0 1.0 全世界」として取り扱った上で政府のデータカタログサイト「DATA.GO.JP」に登録し、公開する。

## 3. オープンデータ基本指針の改正ポイント②

### ■ 公開データの機械判読性強化に係る改正内容は下記の通り

改  
定  
前

#### 3. オープンデータに関する基本ルール

##### (4) 公開データの形式等

公開するデータについては、機械判読に適した構造及びデータ形式で掲載することを原則とする。共通語彙基盤等やオープンデータの達成度の評価指標として用いられている「5つ星」の指標を参考に、より活用がしやすい用語や形式での公開に努める。

なお、国民への情報公開の観点から、人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式での公開も継続するが、この場合であってもテキスト検索や抽出ができることが必要である。

IT総合戦略室は、関係府省庁と連携し、データ構造やデータ形式の標準化を引き続き推進する。また、法人情報を含むデータについては、法人番号を付記する。

改  
定  
後

#### 3. オープンデータに関する基本ルール

##### (4) 公開データの形式等

公開するデータについては、機械判読に適した構造及びデータ形式で掲載することを原則とする。共通語彙基盤等やオープンデータの達成度の評価指標として用いられている「5つ星」の指標を参考に、より活用がしやすい用語や形式での公開に努める。なお、国民への情報公開の観点から、人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式での公開も継続するが、この場合であってもテキスト検索や抽出ができることが必要である。

なお、国民への情報公開の観点から、人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式での公開も継続するが、この場合であってもテキスト検索や抽出ができることが必要である。

**特に構造化しやすいデータはより活用がしやすいデータ形式である「3つ星（CSVやXML等のフォーマット）」以上での公開を原則とする。また、構造化が困難なデータを含む全ての公開データは可視化やAPI利用が容易になるよう、データカタログサイトの利用等、メタ情報公開に向けた環境の整備に努める。**

内閣官房IT総合戦略室は、関係府省庁と連携し、データ構造やデータ形式の標準化を引き続き推進する。また、法人情報を含むデータについては、法人番号を付記する。

データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ、「Ⅲ 喫緊に取り組むこと 1. 基盤となるデータの整備」中の「（5）オープンデータの推進」より抜粋。

## （5）オープンデータの推進

### （オープンデータ原則）

基盤となるデータは企業や行政機関の組織内部に留めず広くオープン化することがその活用の始点であり、官民間問わず様々なデータがオープン化されることが望ましい。特に基盤となるデータについてはそれを社会全体で活用することが社会全体の効率性向上、新たな社会価値の創出につながることから、各種データは原則としてオープンにするための枠組みの構築、環境整備を図ることとする。

その際、民間分野のデータの取扱いは企業戦略や営業秘密などの関係もありオープン化するための環境整備を丁寧に行っていく必要がある。一方、行政の保有するデータについては、**既にオープンデータ基本指針があるが、今後、指針の趣旨・原則の徹底を図る。**

### （近年の環境変化と課題）

データ利活用の役割が急速に増大し、それに伴い経済社会作業構造が変化するなかで、これまでオープンにしてこなかったベース・レジストリやその他の基盤データ等のデータが経済社会活動に与える意義が変化し、社会におけるデータに関する考え方も変化してきている。

そのため、オープンデータを俯瞰したデータマネジメントやライフサイクルも同様に大きく変えていく必要がある。

行政の保有するデータについては、「オープンデータ基本指針」が定められており、オープンデータ・バイ・デザインの推進が謳われるとともに、行政保有データについては原則公開とされ、利活用推進の観点からは機械判読性の要件がオープンデータの定義として存在する。

しかしながら、**①「原則公開」としか謳っておらず、特にニーズの高いデータであっても具体的な公開内容、方策に係る説明が欠如、②「機械判読性」についても「原則」にとどまり、5つ星を参考にするとその努力義務となっており、オープンデータが十分に進んでいるとは言えない。**

### （オープンデータ推進の強化）

上記の環境変化を踏まえ、オープンデータの推進方針を改めて見直し、まずは機械判読性を強化するため、**①公開を推奨するデータ（希少性、有用性、信頼性、リアルタイム性の高いもの）の具体化、②機械判読性原則の強化などの質の見直し（例：構造化データはCSVフォーマット以上で原則公開、非構造化データはメタデータの公開）を内容とするオープンデータ基本指針を2020年度内に改定する。**

さらに、今後デジタル庁が策定する国・地方の情報システム、準公共分野の情報システムの整備方針にオープンデータ・バイ・デザインや機械判読性の強化など基本方針の考え方を反映させるとともに、デジタル庁の関わる情報システム整備の際に、これらが反映されるよう実効性の確保を検討する。